

《 ご 利 用 規 約 》

ご利用前に、以下の点を確認ください。

1. 申し込み時の記入情報は、原則としてそのまま出願します。
2. 申し込み時の記入情報が間違っていた場合、直ぐに連絡ください。住所等が変更され連絡が出来ないために生じた損害については責任を持ち兼ねます。
3. 先行商標調査報告後、7日以内に振込みをお願い致します。入金確認後、商標調査および特許庁への出願作業を開始致します。
4. 登録の可否は特許庁の審査に依存します。
5. 出願をしてから約5～7ヶ月で審査結果が特許庁から弊所へ通知されます。その後、登録が出来る場所、印紙代と、登録手数料が必要です。
6. その他、下記「商標110の利用規約」、「商標110の利用者規約」を納得の上、お申し込み下さい。

《 商 標 1 1 0 の 利 用 規 約 》

特許事務所富士山会（以下「当所」という）が運営するサイト「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」の利用について、以下のとおり「商標110の利用規約」（以下、「本規約」という）を定めます。

第1条（定義）

本規約においては、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」とは、当所がインターネット上で運営する商標自動登録サービスを提供するサイトをいう。
2. 「サービス提供者」とは、サービスを提供している弊所
3. 「利用者」とは、「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」にアクセスし、サービスを受けるお客様をいいます。

第2条（規約の範囲及び変更）

1. 利用者は、「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」の利用に関しては、本規約に同意のうえ、これを誠実に遵守するものとします。
2. 当所は、各サービス毎に、規約・約款・利用案内等（以下「個別規約」といいます）及び「商標110の利用者規約」（以下、個別規約と「商標110の利用者規約」を総称して「個別規約等」という。）を本規約以外にも設定出来るものとし、これらは本規約の一部を構成するものとします。個別規約等が本規約と異なる場合には、個別規約、「商標110の利用者規約」、本規約の順に優先するものとします。
3. 当所は、利用者の承諾なしに、本規約を変更できるものとし、当該変更は、本規約で別途定める場合を除き、当社が「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」上において掲示による通知をすることとし、利用者が「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」にアクセスすれば当該変更があった旨の通知を閲覧することが可能となった時に有効になるものとします。変更後は、変更後の内容のみ有効とします。

第3条（利用者情報の取り扱い）

1. 当所は、利用者が各サービス利用の際に届け出た事項及び各サービスを利用する過程に於いて知り得た情報を当所のデータベースに登録し所有します。

2. 当所は、前項の登録した情報について、原則としてサービス提供者及び秘密保持契約を締結した協力企業以外には、個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。ただし、法令により開示を求められた場合には、前項の登録した情報を開示する場合があります。
3. 当所は、第1項で登録した情報を前項に定めた範囲を超えて第三者に漏洩することのないよう適切な方法で管理するものとします。

第4条（各サービスの利用環境）

1. 利用者は、各サービスを受ける為に必要となる適切な機器・ソフトウェア等（以下、「利用者設備等」という）を自らの責任と負担において設置し使用するものとします。
2. 利用者設備等により、各サービスの機能が正しく作動しない場合、及びそれがもたらす諸影響に関して、当社は一切の責任を負いません。

第5条（利用者の責任）

1. 利用者は、本規約・個別規約等及びインターネット利用のマナーモラル・技術ルールを遵守するものとします。利用者の本規約に反した行為または不正もしくは違法な行為により、当所が損害を受けた場合には当該利用者に対して損害賠償の請求をすることがあります。
2. 利用者と第三者との間で起きた紛争、利用者が第三者に対して与えた損害等に関しては、利用者の責任と負担において解決するものとし、当所は一切の責任を負いません。
3. 利用者は、各サービスの申し込み情報（以下、「申し込み情報」という）を送信するにあたって、当所の定める手順・セキュリティ手段を遵守するものとし、この遵守を怠った場合、当所は、その結果について一切の責任を負いません。

第6条（当所の責任）

1. 当所は、当所自らがサービス提供者である場合を除き、各サービスに係る情報内容、これに関する取引契約の成否およびその履行については一切の責任を負いません。
2. 当所は、利用者が送信した申し込み情報が当所のコンピュータシステムに到着するかどうか及び当所のコンピュータシステムに到着した申し込み情報が利用者の送信した申し込み情報と同一内容であるかについては、一切の責任を負いません。
3. 当所の責に帰すべき事由により利用者から当所のコンピュータシステムに到着した申し込み情報をサービス提供者に転送できない場合は、当所に故意または重大な過失がある場合に限り、申し込み情報を転送出来ないことにより利用者が発生した現在かつ直接の通常損害に限り、申し込み情報を送信できないことにより利用者が発生した現在かつ直接の通常損害に限り、申し込み対象サービスに係る利用料金等の範囲内に於いてのみ、損害を賠償するものとします。

第7条（利用者への通知方法）

1. 当所から利用者に対する通知は、個別規約等に別段の定めがある場合を除き、「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」での掲示あるいは電子メール、その他当所が適当と認める方法により行うものとします。
2. 前項の通知が「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」上の掲示により行われる場合、当該通知が「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」上に掲載され、利用者がサイトにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能になった時をもって利用者への通知を完了したものとします。

3. 第1項の通知が電子メールで行われる場合、当所は、利用者の加盟するサーバー宛に電子メールを発信し、当該サーバーに到着したことをもって利用者への通知が完了したものとみなす。利用者は、当所の発信する各サービス利用に関する電子メールを遅滞なく熟読し、理解する義務を負うものとします。

第8条（各サービスの利用方法）

各サービスの予約又は申し込み、予約・申し込み内容の変更又は取り消し、その他各サービスの利用方法については、各サービス提供者が個別規約により別途定めるところに従うものとします。

第9条（予約・申し込みに対する回答）

利用者から各サービスに係る予約・申し込み等があった時は、各サービス提供者が個別規約に別途定めるところにより、電話、FAXまたは電子メール等による回答を行うものとします。

第10条（契約の成立）

予約・申し込み等に対して、当所が電子メール等により予約の完了を回答した時、もしくは電話、FAX、電子メール等により予約の完了の回答を発信した時をもって、当該サービスに関する契約が成立したものとします。

第11条（各サービスの利用料金）

1. 各サービスに利用料金・代金等（以下、「利用料金等」という）が発生する場所の利用料金等の額、その算定方法及び支払方法並びに支払遅延の場合の措置などは、各サービスの定める内容に従うものとし、それらの変更についても同様とします。
2. 利用者は、各サービスの利用料金等に係る消費税、その他取引に伴い賦課される全ての税及び関税を負担するものとします。
3. 利用料金等の支払について、クレジット会社、収納代行会社、金融機関などで別途利用条件、支払い条件、利用限度額の設定などの規定がある場合には、それらに従うものとします。
4. 利用者と当該クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などとの間で紛争が発生した場合は、当該当事者間双方で解決するものとし当所は一切の責任を負わないものとします。

第12条（各サービスの変更）

1. 当所は、利用者に事前に通知することなく、各サービスの内容を変更することがあります。
2. 当所は、利用者が、前項の変更に伴い被った如何なる不利益、損害についても一切の責任を負いません。

第13条（各サービスの中断・停止）

1. 当所は、以下のいずれかの事由に該当する場合、利用者に事前に通知することなく各サービスの一部、もしくは全部を中断又は停止することがあります。

各サービスの提供の為の装置、システムの保守点検、更新を定期的に、または、緊急に行う場合
火災、停電、天災など不可抗力により、各サービスの提供が困難な場合

第一種電気通信事業者の役務が提供されない場合

その他、運用上或は技術上、当所が各サービスの一時中断、もしくは、停止が必要であるか、または当所が各サービスの提供が困難と判断した場合

2. 当所は、各サービスの提供の一時中断、停止等の発生により、利用者または第三者が被った如何なる不利益、損害についても一切の責任を負いません。

第14条（質問等の受付け）

利用者からの各サービスに関する質問、クレーム等については、当所または当該サービス提供者が受付けるものとします。

第15条（準拠法）

本規約及び各サービスの利用に係る契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第16条（紛争の解決及び管轄裁判所）

1. 本規約及び各サービスの利用に係る契約に関連して、当所と利用者との間で紛争が生じた場合には、当事者間に於いて、誠意を持って協議し、その解決に努力するものとします。
2. 本規約及び各サービスの利用に関して当所に係る紛争が生じた場合には、当所本店所在地を管轄する大阪地方裁判所または、大阪簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

第17条（規約の発効）

本規約は、日本標準時間2005年3月1日より有効とします。

《商標110の利用者規約》

特許事務所富士山会（以下「当所」という）は、当所が運営するサイト「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」のよるご利用について、以下のとおり「商標110の利用者規約」（以下、「利用者規約」という）を定めます。

第1条（適用範囲）

1. 本規約は、サービスの利用において、当所と利用者適用されるものとし、利用者規約に定めのないものについては、当所が別に定める「商標110の利用規約」に従うものとします。
2. 利用者は、サービスを利用するにあたり、利用者規約を誠実に遵守するものとします。
3. 当所は、利用者の承諾無く本規約を変更できるものとし、当該変更は、利用者規約で別途定める場合を除き、当所から利用者へ通知した時に有効になるものとします。

第2条（利用者登録）

1. サービスを利用しようとする者（以下、「お客様」という）は、利用者規約に同意の上で、当所が定める所定の利用者登録手続きをするものとします。
2. 利用者登録手続きは、当所が登録を承認した時に完了します。当該承認により、お客様は利用者となり、当所は、住所、氏名、電話番号、その他利用者が当所に届け出た事項（以下、「お客様データ」という）について登録を行います。ただし、当所は、お客様が以下に定める事由のいずれかに該当する事が判明した時は、当該お客様の登録を承認しない場合があります。

お客様が実在しない場合

お客様が日本国外に居住する場合

お客様が既に同じ情報を登録している場合

お客様が過去に利用者規約違反等により、当所が利用を断る場合

利用者登録手続きの際に当所に届け出た事項に虚偽・誤記または記入漏れがあった場合

お客様がの指定したクレジットカードにつき、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合

お客様が再登録の場合等で、利用者専門サービスの利用料金等の支払を過去に怠ったことがある場合

お客様が後見、補佐、補助開始の審判を受けており、青年後見人、補佐人、補助人の同意等を得ていない場合

その他、お客様が第3条に定める利用者資格の停止、抹消の事由のいずれかに該当する場合

その他、お客様を利用者とすることを不適当と当所が判断した場合

3. 利用者による利用者データの不備、或は誤りが原因で、サービス利用上の支障が生じた場合、当所及び利用者専用サービスの提供者は一切責任を負いません。

第3条（利用者データの有効期間）

利用者データの有効期間は、原則として「商標110（商標登録出願専門の特許事務所 富士山会）」の提供中は無期限とします。但し、以下のようなケースに該当する場合、当所は事前に利用者には通知または催告することなく利用者登録を停止・抹消することがあります。

前条第2項各号に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合

住所・メールアドレス等の変更により、連絡がとれなくなった場合

利用者専用サービスを利用頂いた最後の日より起算して、1年間を経ても利用の無い場合

利用者登録日より起算し1ヶ月を経ても利用者専用サービスの利用が認められない場合

利用者規約に違反した場合

第4条（利用者データの変更）

1. 利用者は、登録した利用者データに変更が生じた場合、当所宛に遅滞無く届け出るものとします。

2. 利用者は、前項の届出を怠り、当所からの通知が到達しなかった場合でも、通常であれば到達すべき時に到達したとみなされることを、あらかじめ承諾するものとします。

第5条（規約の発効）

本規約は、日本標準時間2005年4月1日より有効とします。

特許事務所 富士山会
代表弁理士 佐藤富徳